

第1章 はじめに

1-1 計画の趣旨

本巢市（以下、本市という。）は、岐阜県南西部に位置し、市北部は能郷白山等の急峻な山並みや谷を流れる根尾川、淡墨桜など、自然環境に恵まれています。根尾川は本市を貫流し、その堆積作用によって形成された市南部の緩やかな扇状地では、肥沃な濃尾平野が広がり、広大な田園風景を創出しています。また、各地に残る祭礼行事などの歴史・伝統的な資源が各地に多く残されており、現在も大切に継承されています。

これらの自然や伝統的な資源は、その地域特有の文化を育み、それぞれ特徴的な景観を形成する重要な要素であり、地域の愛着や誇りを醸成する本市の財産となるものと考えられます。一方、一部の地域では、その交通利便性から、幹線道路沿道で大規模な商業施設が立地するなどまちづくりが進展しており、さらに、将来的には東海環状自動車道インターチェンジの整備に伴う新たなまちづくりにより、都市の景観要素が増加していくことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、今後は、様々な景観資源を守り活かしながら、これらと新しい建築物等が調和した良好な景観をつくり育てていくことが必要です。

本市では、平成22年度より、無秩序な開発の抑制等に向けた都市計画のあり方の検討に着手し、都市計画法に基づく特定用途制限地域の指定など、具体的な施策を展開しているところです。また、平成16年6月には、わが国で初めての景観に関する総合的な法律（景観法）が制定され、地方公共団体が地域特性に応じた景観施策を積極的に展開できるようになるなど、国をあげて、良好な景観形成のための体制づくりが進められています。

そこで、本市は、平成24年2月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、都市計画の方向性と足並みを揃えて、積極的に景観行政に取り組んでいくために、本巢市景観計画（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。本計画は、本市における地域特性に応じた良好な景観の保全・創出（以下、「景観づくり」という。）の基本的な考え方や規制誘導策としての仕組みを含む、今後の景観施策の基本的な方向性を明らかにするものです。

1-2 計画の前提条件

(1) 計画の位置づけ

本計画は、総合計画における将来像「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」について、景観の観点から実現を目指すべく定めるものです。

法的には、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体となった市町村等が「景観計画」として策定するものです。

景観計画では、良好な景観の形成のために必要な事項を定めます。このうち、必須事項としての「行為の制限に関する事項」については、『届出対象』や『景観形成基準』を具体的に定めることになり、これらに沿った手続きが法的に義務づけられることになります。

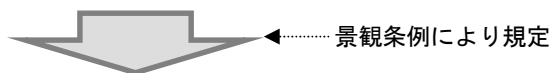
図 景観計画の基本的な枠組み

■景観計画に定める事項（法第8条第2項）

必須事項	選択事項（追加できる事項）
①景観計画区域 ②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	（選択事項） ・屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項 ・景観重要公共施設の整備に関する事項 ・景観重要公共施設の占用等の基準 ・景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 ・自然公園法の許可の基準 （定めることに努める事項） ・景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

■行為の制限に関する事項の内容（例示）

	建築物の建築等	工作物の築造等	開発行為
届出対象	・建築面積〇㎡以上 ・高さ〇m以上 等	・築造面積〇㎡以上 ・高さ〇m以上 等	・開発面積〇㎡以上 等
景観形成基準	・色彩 ・形態・意匠 ・高さの最高限度または最低限度 ・壁面位置の制限または建築物の最低敷地面積 等		・切土・盛土による法の高さの最高限度 ・敷地面積の最低限度 ・木竹の保全・植栽が行われる土地の面積の最低限度 等



一定の行為について届出を義務づけ
（法16条第1項）

景観形成基準に適合しない場合は設計変更等を勧告
（法16条第3項）

(2)計画の対象期間

本計画は、景観に大きな影響を与える状況変化（大規模プロジェクトの具体化等）や、本巢市総合計画等の上位・関連計画の改定にあわせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

なお、景観に大きな影響を与える状況変化がない場合においても、5年を目処に定期的な見直しの検討を行うものとします。

(3)計画の対象区域 〔景観法第8条第2項第1号〕

本計画は、市全域を対象区域とします。

なお、この区域は景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画区域」です。景観計画区域では、一定の行為に対する届出の義務付けなど、景観法に基づく各種制度を活用していくことになります。

図 計画の対象区域



(4)本市の「現在の姿」

本市では、北部の雄大な山並みや根尾川などの美しい自然、そして濃尾平野に広がる田園や柿畑などの農村の原風景が土台となり、地域の風土、伝統文化や人々の暮らしの営みと調和した、本巣市らしい景観が形成されています。

●雄大な山並み景観

- ・四季の感じられる雄大な山並み（根尾地域、本巣地域）
- ・公園等からの自然景観への眺望（根尾地域、本巣地域、糸貫地域）

●自然豊かな水辺環境

- ・根尾川、糸貫川等の人々に潤いを与える水辺空間（全地域）
- ・根尾川の釣り、糸貫川のホタルなど人々が集い楽しむ水辺環境（根尾地域、糸貫地域）

●地域の特徴的な自然・樹木

- ・淡墨桜等の歴史的な樹木（全地域）
- ・社寺林、防風林、がま（鶉ヶ池）等の特徴的な自然（全地域）

●のどかな田園・里山の原風景

- ・濃尾平野に広がるのどかな田園風景（本巣地域、糸貫地域、真正地域）
- ・柿畑等の樹園地（本巣地域、糸貫地域、真正地域）
- ・集落の背景となる船来山等の里山風景（本巣地域、糸貫地域）



●地域の自然条件に適した建築物

- ・積雪に対応した屋根形状の山村集落（根尾地域、本巢地域）
- ・低層・戸建てが基調の農村集落（本巢地域、糸貫地域、真正地域）
- ・基盤整理された住宅地（糸貫地域）

●地域に息づく伝統文化

- ・真桑人形浄瑠璃、馬駈け祭り等の祭礼行事（全地域）
- ・社寺、古墳、遺跡等の文化財（全地域）
- ・農業や林業等の産業（全地域）

●地域の景観を支える公共施設

- ・交通軸となる幹線道路の整備（全地域）
- ・幹線道路沿道の緑化（全地域）
- ・市民が集う公園（全地域）

●多くの人が集まりにぎわいや活力をもたらす拠点

- ・大規模商業施設等が立地する商業拠点（糸貫地域、真正地域）
- ・生産の場としての工業地の景観（糸貫地域、本巢地域）
- ・市民が集まる行政拠点（全地域）

●良好な景観を創出する市民活動

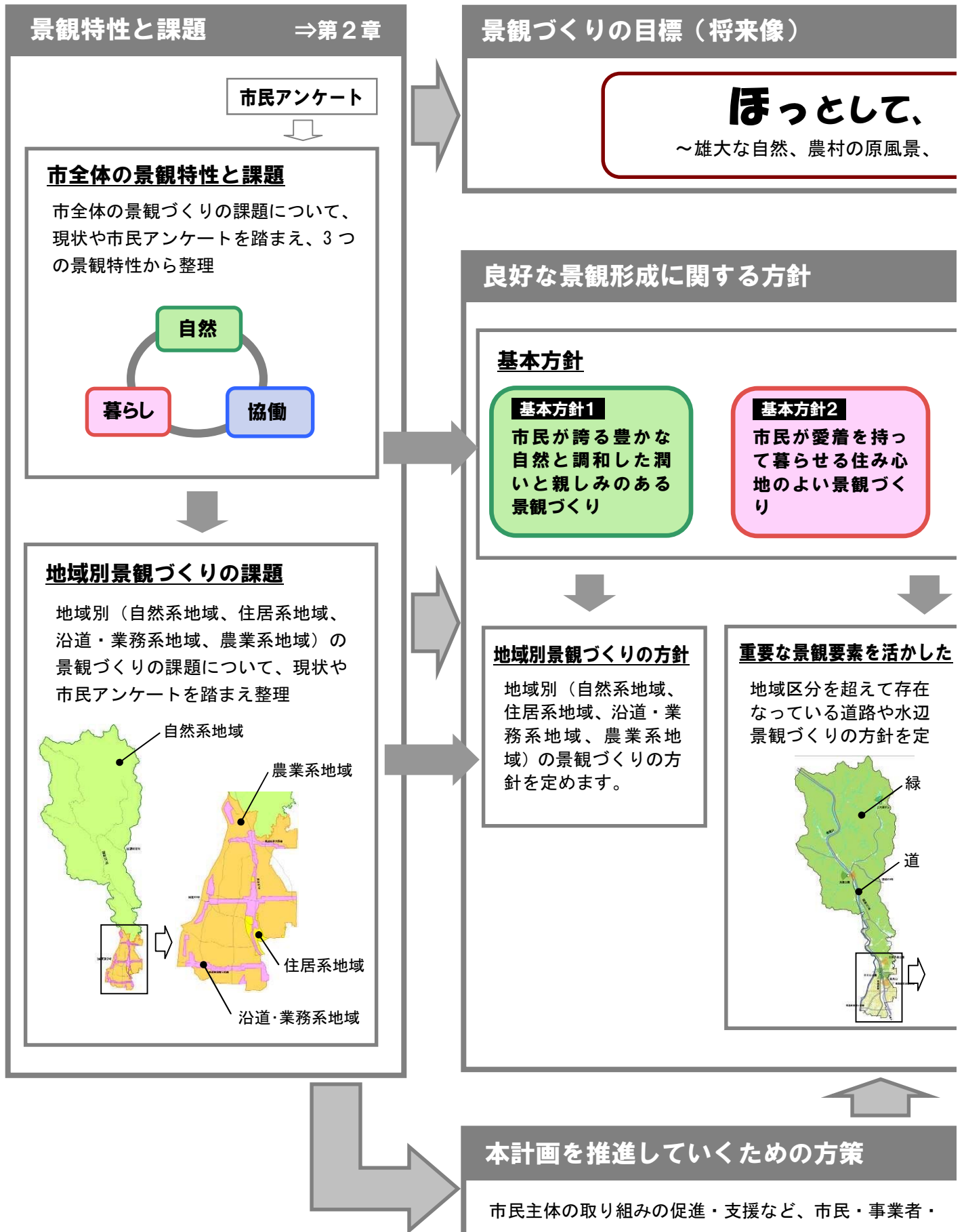
- ・自治会による花いっぱい運動（真正地域）
- ・船来山の草刈りボランティア（本巢地域、糸貫地域）
- ・ホタルの保護育成活動（糸貫地域）



※この図面は概要図であり、景観資源等のすべてを網羅したものではなく、また、厳密な位置を示したものではない。

凡 例		
自然景観	暮らしの景観	その他
- 緑地 - 農地 - 水面 - 主要な河川	- 建築物 - 主要な道路 - 樽見鉄道 - 指定文化財 (建造物、樹木等)	- 商業拠点 - 産業拠点 - 行政拠点
		自然への眺望 暮らしへの眺望 自然や暮らしの景観への眺望に係る主要な視点場

1-3 計画の体系



元気を感ずる景観のあるまち

特色あるまちの顔が織りなす美しい景観づくり～

⇒第3章（3-2～4）

基本方針3

市民・事業者・行政
の協働による景観
づくり

景観づくりの方針

する重要な景観要素と
について、それぞれの
めます。



行為制限

⇒第4章～第5章

市全域の行為制限

景観上、目につきやすい大規模な建築行為等について、景観形成基準を設け、景観法に基づく届出制度により規制誘導を行います。

建築物・工作物

開発行為

その他

重点地区

景観づくりを重点的に推進すべき地区を「景観形成重点地区」として指定し、よりきめ細やかな景観形成基準などを定めます。

その他の重要施策

⇒第6章

景観上重要な要素の保全

景観上、特に重要な建築物や樹木については、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、積極的に保全します。

景観上重要な要素の整備

景観上、特に重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設として指定し、先導的役割を果たすための適切な整備・管理を図ります。

その他の要素

秩序ある広告物の景観を形成するため、屋外広告物の表示等の制限に関する基本的な考え方を定めます。

⇒第7章

行政の協働に関する事項を中心としながら、本計画を着実に進めていく上での仕組み・体制を定めます。